

# 慶應義塾大学経済学部ゼミナール委員会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は慶應義塾大学経済学部ゼミナール委員会と称する。

第2条 本会の目的は次のものとする。

1. 各ゼミナールの健全なる充実・発展の助成
2. ゼミナール相互間の親睦を図ること
3. 学外諸団体との交流を図ること

第3条 本規約において、ゼミナールとは学部学則75条(2)により正規の科目として科せられた研究会をいう。

第4条 本会は、学部学則183条に従い会長をおく。

第5条 本会は、ゼミナールに所属する学生全員を構成員とする。

第6条 本会は、第2条にいう目的の達成のため次の各機関を設ける。

1. 代表者委員会
2. 常任委員会

## 第2章 代表者委員会

第7条 代表者委員会は、本会の最高議決機関であり、各ゼミナールの代表者により構成される。

第8条 代表者委員会は、原則として毎月1回委員長がこれを招集する。

第9条 代表者委員会における投票権は、各ゼミナール1票とする。

第10条 代表者委員会の定足数は、総投票権数の過半数とする。

第11条 次の場合、委員長は速やかに臨時の代表者委員会を招集しなければならない。

1. 総投票権数の3分の1以上の要求があるとき
2. 常任委員会が必要と認めたとき
3. 委員長が必要と認めたとき

第12条 代表者委員会は次の事項につき決議する。

1. 規約の改正
2. 常任委員および会計監査役の選出・改選ならびにその信任・不信任
3. 予算案および決算報告の承認
4. 活動方針および活動報告の承認
5. その他、常任委員会が必要と認めた事項

第13条 代表者委員会の議事は、別段の定めのない限り総投票権数の過半数をもって決定する。

第 14 条 代表者委員会の議長は委員長の指名による。

第 15 条 委員長は、年度開始時に代表者委員会の日時を決定し、以後変更がある場合は速やかにその旨を明示しなければならない。

### 第 3 章 常任委員会

第 16 条 本会は審議および執行の機関として常任委員会を設置する。

第 17 条 常任委員会は、次の常任委員によって構成される。

1. 委員長 1 名
2. 副委員長 1 名
3. 財務 1 名
4. 常任委員 13 名（年度によって変更有）

第 18 条 常任委員会は、原則として毎週 1 回委員長がこれを招集する。

第 19 条 常任委員会の定足数は、常任委員の過半数とする。

第 20 条 常任委員会の議事は、別段の定めのない限り出席者の過半数をもって決定する。

第 21 条 常任委員会の議長は、委員長が務める。

第 22 条 次の場合、常任委員はその資格を失う。

1. 本会の構成員としての資格を失ったとき
2. 辞任を申し出、代表者委員会においてこれが承認されたとき
3. 代表者委員会において、総投票権数の 3 分の 1 以上の要求により発議され、総投票権数の 3 分の 2 以上によってその不信任が決議されたとき

第 23 条 前条の規定によって常任委員に欠員が出た場合、代表委員会は速やかに後任者を選任しなければならない。なお、後任者決定までの期間については常任委員会がその職務を代行する。

第 24 条 常任委員会の任期は、新年度常任委員会の承認によって終了する。